

公益財団法人栃木県産業振興センター一般文書発送用封筒広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人栃木県産業振興センター広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項の規定に基づき、公益財団法人栃木県産業振興センター（以下「センター」という。）が作成する一般文書発送用封筒への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告内容)

第2条 封筒種別、配布対象者、掲載位置、規格、掲載料は次のとおりとする。

| 封筒種別 | 角2封筒 | 長3封筒 |
|--------------|---|----------------------------|
| 配布対象先 | 企業、官公庁、大学等 | |
| 掲載位置 | 封筒裏面 | |
| 規格 | 縦70mm×横200mm 単色 3枠まで | 縦50mm×横100mm 単色 3枠まで |
| 掲載料 (税抜き) | 千枚あたり6,000円 | 千枚あたり3,000円 |
| その他 | 封筒は、センター内の在庫状況により千枚単位で作成するため、広告募集時は封筒の作成枚数に応じた掲載料を適宜設定する。 | |

(広告掲載できる者、広告の基準等)

第3条 広告を掲載することができる者、広告の内容等については、要綱の規定を適用するものとする。

(広告掲載の募集方法)

第4条 広告は、封筒作成のセンターホームページ等により募集するものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者は、栃木県産業振興センター一般文書発送用封筒広告掲載申込書（様式第1号）により、原稿案を添付して申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 センターは、前条の規定により申し込まれた広告について、要綱及びこの要領の規定により定められた要件に適合しているかを審査の上、申し込みの早かった順に掲載を

決定する。

2 センターは、前各項の規定により掲載が決定となった申込者に対しては栃木県産業振興センター一般文書発送用封筒広告掲載決定通知書（様式第2号）をもって、不決定となった申込者に対しては栃木県産業振興センター一般文書発送用封筒広告掲載不決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第7条 第6条第2項の規定により広告掲載通知を受けた広告主は、広告原稿の電子ファイルを、センターが指定した日までに、センターが指定した場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。

（広告掲載料の支払い）

第8条 広告の掲載料は、封筒印刷後、センターが発行する請求書により、センターが指定する期日までに納入しなければならない。振込手数料等経費については、広告主が負担するものとする。

（協議）

第9条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、センターと広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、センターが別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。